

服務規律の徹底と 不祥事の撲滅を目指して



令和 5 (2023)年 3 月

栃木県教育委員会

はじめに

今年度、教職員により絶対に起こしてはならない不祥事が続発し、大変憂慮すべき状況にあります。大変遺憾であり、慚愧の念に堪えません。教職員は、児童生徒の模範たる立場にあり、高い倫理観が求められます。こうした教職員としての基本を自覚できない一部の教職員により、今、本県学校教育に対する県民の信頼が大きく揺らいでいます。

この危機的な事態を、本県教育関係者全員が、我が事として深刻に捉える必要があります。本県学校教育に対する県民の信頼を回復させるためには、危機意識を全教職員で共有し、各学校における服務規律の確保をより一層徹底する必要があると考え、今般、本資料「服務規律の徹底と不祥事の撲滅を目指して」を作成いたしました。過去5年間の懲戒処分等の発生状況の考察や、本県や他県で発生している事案を基にした、より実態に即した研修資料で構成しております。

教職員による不祥事には、子どもたちの、声にならない悲痛な叫びが伴うということ、絶対に忘れてはなりません。先生方を信頼する児童生徒の心情、我が子を託している保護者の思いをしっかりと受け止めてほしいと思います。また、不祥事を起こした教職員本人の家族の驚きや悲しみ、そして、関係する様々な方々に及ぼす影響の大きさを、一人一人の教職員が心に刻み、不祥事撲滅の覚悟を持たなければなりません。

各学校におかれましては、全ての教職員が本資料を熟読の上、その内容を十分理解し、研修資料等を積極的に活用して、不祥事の撲滅に向けた実効性のある取組をより一層充実させ、信頼される学校づくりに御尽力くださいますよう、お願いいたします。

令和5年3月

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

目 次

はじめに

I	不祥事の未然防止のために	1
1	サービス規律の徹底について	2
(1)	サービスの根本基準	2
(2)	具体的なサービス義務	2
(3)	サービス規律の確保	4
2	不祥事の発生状況	7
(1)	年度別懲戒処分等件数	7
(2)	不祥事の種別ごとの発生状況	9
①	わいせつ行為等の発生状況	9
②	体罰の発生状況	12
③	交通事故の発生状況	16
④	個人情報の不適切な取扱いに係る事故の発生状況	21
3	各学校におけるコンプライアンス意識の実態把握調査及び対応策のまとめ	22
II	不祥事の撲滅に向けて	32
1	不祥事で問われる責任と及ぼす影響	32
2	研修事例	34
(1)	研修用ワークシート	34
1-①	わいせつ行為	34
	児童生徒への適切な対応の仕方を考えてみましょう	37
1-②	盗撮行為	38
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」について	42
2-①	セクシュアル・ハラスメント	44
2-②	パワー・ハラスメント	47
	ハラスメントの撲滅に向けて	50
	児童生徒を取り巻く性に関する状況	52
3-①	体罰	53
3-②	暴言	56
	児童生徒に対する指導を振り返ってみましょう	59
4-①	飲酒運転	60
	アルコールが身体に与える影響	63
4-②	交通事故・速度違反	64
	運転免許証の有効期限の確認 忘れていませんか?	66
5-①	個人情報の不適切な管理 (USBメモリの紛失等)	67
5-②	個人情報の不適切な管理 (クラウド上での不適切な管理等)	70
6	公金の不適切な処理	74
7	営利企業等の従事	77
3	参考資料	80
(1)	「不祥事を起こさない7つの心がまえ」	81
	「近年の本県の実例より」	82
	「不祥事を起こすと・・・」	83
	(令和3(2021)年10月1日 栃木県教育委員会)	
(2)	「わいせつ行為等の撲滅について」	84
	(令和4(2022)年3月31日 栃木県教育委員会)	
(3)	「栃木県教職員懲戒処分の基準」	85
	(令和2(2020)年12月1日から適用 栃木県教育委員会)	
(4)	「臨時校長会配布資料」	92
	(令和4(2022)年11月30日 栃木県教育委員会)	
4	相談体制について	103